

はじめに

わが国では、少子高齢化による労働力人口の減少、グローバル化や消費者ニーズの多様化などの社会情勢が大きく変化しており、これらの変化に伴う課題に対応する持続可能な社会の構築のため、さらなる女性の能力発揮が求められています。

このような中、国では、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みが進められておりますが、男女間の格差を示す指数の、日本の国際順位は136カ国中105位（2013年）と低い水準にあり、さらなる取り組みの推進が必要とされています。

本市におきましても、平成22年3月に熊本市男女共同参画基本計画を策定し、「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちを目指して、計画に掲げた施策の着実な推進に努めてまいりました。

このたび、本計画期間の中間年を迎えるにあたり、現状の課題に加え、社会情勢の変化、国・県の動向や「男女共同参画に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するための見直しを行いました。

特に、今回の見直しでは、第2章の具体的施策として、市役所における男女共同参画の推進を新たに追加するとともに、男女の地域活動への参画促進や配偶者暴力相談支援センターとして機能するための相談体制の充実など、具体的な課題の解決に向けた取り組みを拡充したところです。

本市といたしましては、男女共同参画社会を実現するため、今後とも市民、地域団体やNPOなど、多様な主体と連携・協働し、計画に掲げた施策を推進して参りますので、皆様にはなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げる次第であります。

最後に、本計画の見直しにあたり、熱心にご審議いただきました「くまもと市男女共同参画会議」委員の皆様、「男女共同参画に関する市民意識調査」にご協力をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成26年3月

熊本市長 幸山 政史

目次

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨	2
2. 目指す「男女共同参画社会」（長期的ビジョン）	3
3. 取り組みの重点事項	6
①多様な能力・視点を活かす社会環境の整備	7
②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	10
③男女でともに参画する地域活動の推進	12
④暴力の根絶と人権の尊重	14
⑤男女共同参画への関心や理解の促進	17
4. 計画の位置づけ	19

第2章 施策の展開

1. 計画の体系	23
2. 具体的な取り組み	
施策の方向性1～やる気の出る社会～	24
男女がともに自分の能力を発揮できる環境づくりを進めます	
施策の方向性2～やすらぎのある社会～	28
男女がともに自分らしいバランスで仕事・家庭・地域に関わるこ とができる環境づくりを進めます	
施策の方向性3～やりがいのある社会～	30
個々の意見や能力が反映される地域社会を目指し、男女の地域へ の参画を進めます	
施策の方向性4～やさしさのある社会～	32
暴力（DV・セクハラなど）の根絶を図るとともに、生涯を通し た健康づくりを支援します	

第3章 計画の推進に向けて

1. 様々な主体との連携	37
2. 推進体制の整備	37

参考資料

1	男女共同参画社会基本法	41
2	熊本市男女共同参画推進条例	47
3	熊本市男女共同参画センターはあもにい条例	51
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
5	男女共同参画に関する国内外の動き	71
6	熊本市男女共同参画基本計画中間見直しの経過	74

第1章

基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 目指す「男女共同参画社会」（長期的ビジョン）
- 3 取り組みの重点事項
- 4 計画の位置づけ

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法*（以下「基本法」という。）」では、国際社会と連動した男女平等の実現に向けた取り組みとともに、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、そのための施策の推進が重要としています。

本格的な人口減少社会を迎えるなど大きな時代の転換期にある中、本市における男女共同参画の推進は、市民一人ひとりの多様な力が活かされ、男女ともに暮らしやすい社会、豊かで活力ある社会を築くための基本となるものです。そこで、本市における男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために、2009年（平成21年）4月に施行された「熊本市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」に基づき、「熊本市男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）」を策定するものです。

*男女共同参画社会基本法

平成11年6月に成立した法律。男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されている。

2

目指す「男女共同参画社会」(長期的ビジョン)

「男女共同参画」とは、「男性も女性も性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などさまざまな分野において参画する機会を得ることで、一人ひとりの個性と能力を発揮しながら、共に責任を担って、協力していくこと」です。

条例では、「男女共同参画社会を実現するために、さらなる努力が必要であり、その実現した姿を、次世代を担う子どもたちに、引き継いでいかなければならない」と謳っています。本市では、総合的かつ長期的な視点に立って男女共同参画の推進に取り組みます。

【基本理念】

条例の基本理念を踏まえ、男女共同参画の推進に取り組みます。

(1) 男女の人権の尊重

男性も女性も、互いに人権を尊重し、性別による差別や権利の侵害を行わないようにし、それぞれの能力が発揮できる機会を確保します。

(2) 男女の社会活動への共同参画

男性も女性も、社会の対等な構成員として、社会でのさまざまな活動に参画できる機会を確保します。

(3) 家庭生活における活動と他の活動への配慮

男性も女性も、互いの協力と社会の支援のもとで、子育てや介護など家族の一員としての役割を果たし、また、仕事や家庭生活、地域活動などさまざまな活動を行うことができるように配慮します。

【目指す将来像】

計画では、目指す本市の将来像を、

男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち

とし、男女が、一人の人間として互いに人権を尊重し、ともに平等に社会参画する機会が確保され、さまざまな分野でその個性と能力を十分発揮できる、豊かで活力ある社会を目指します。

男女共同参画社会とは

例えば

家庭生活の充実

- 家族の一人ひとりが互いを尊重し、家事、育児、介護などを協力し合うことによって、家族の絆が強まります。
- 仕事と生活の調和を支援する環境が整い、男性の家庭への参画が進み、男女がともに子育てや教育にかかわることによって、家庭の教育力が高まります。

地域力の向上

- 男女ともに主体的に地域活動やボランティア等に参画し、地域のさまざまな課題の解決に協力して取り組むことによって、暮らしやすいまちづくりが進みます。

職場に活気

- 男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、性別にかかわらず能力を発揮できるようになります。
- 政策・方針決定過程への女性の参画が進み、多様な人材が活躍することによって、職場の創造性や生産性が向上します。

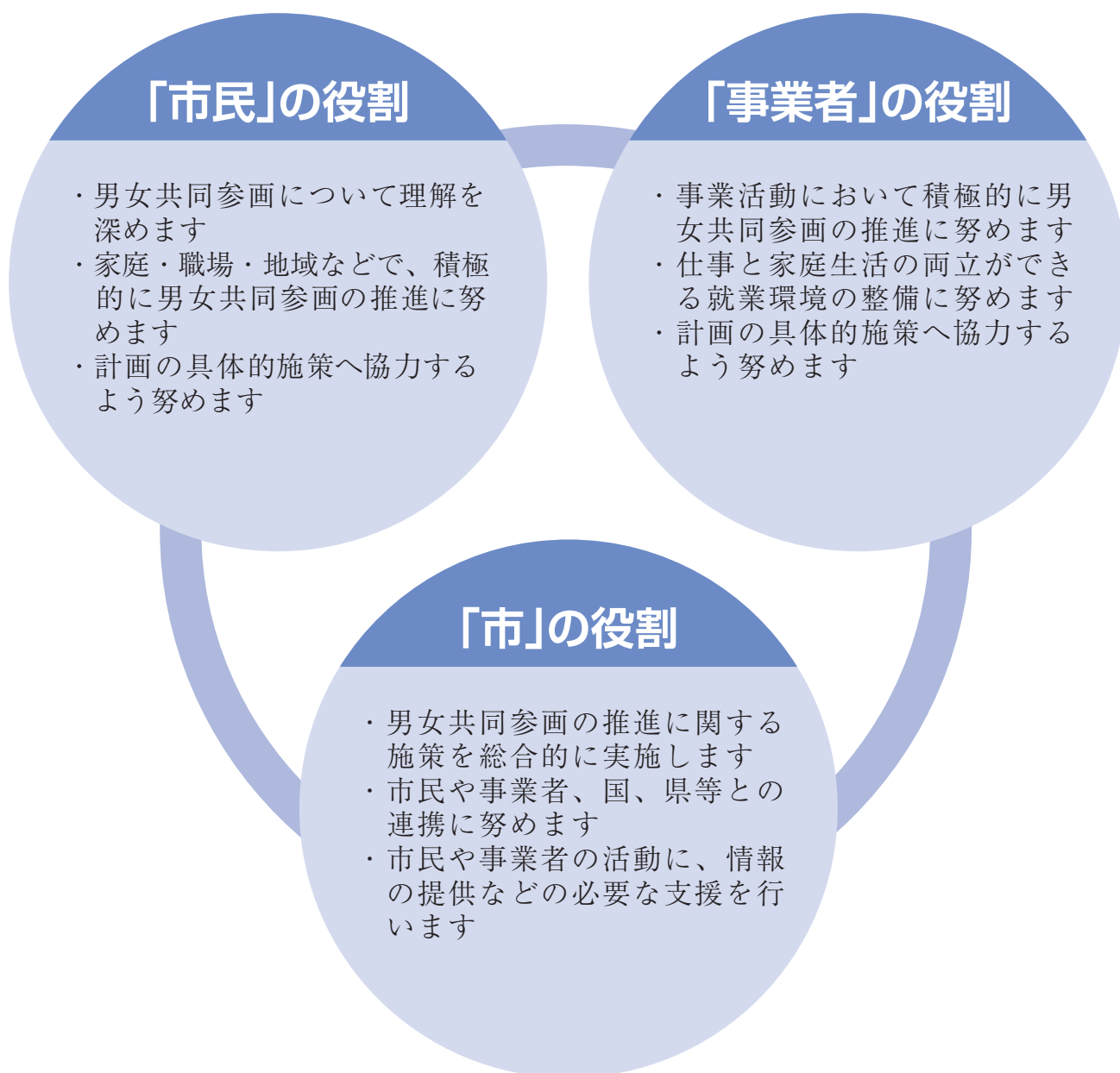
【成果指標】

第6次総合計画基本計画に掲げる次の成果指標を、計画の達成度を測る指標とします。

成果指標	基準値（H20）	目標値（H25）	目標値（H30）
「男女共同参画」の内容を知っている市民の割合	49.0%	60%	70%
男女がともに参画している社会と感じる市民の割合	35.2%	45%	50%

【市民・事業者・市の役割】

市民・事業者・市それぞれが、男女共同参画についての理解を深め主体的に取り組むとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。



(条例第4条、第5条、第6条、第13条より)

3 取り組みの重点事項

本市では、これまで2001年度（平成13年度）に策定した「くまもと市男女共同参画プラン（旧基本計画）」に基づいて施策を推進してきました。また、この間には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV^{*}防止法」という。）の施行・改正を踏まえDV防止対策に取り組むなど、法の整備等にも適宜対応してきました。この結果、5年ごとに実施する「男女共同参画に関する市民意識調査^{*}（以下「市民意識調査」という。）」において、男女の平等感は、「家庭生活で」、「就職の際」、「職場で」、「しきたりや慣習で」、「社会全体で」で「男性優遇」の割合が半数を超えているものの、平成20年度調査と比較すると全ての領域で「平等である」の割合が増加傾向を示すなど一定の成果を挙げています。

しかしながら、今後は、男女共同参画の視点を活かしながら、具体的な地域課題の解決につながる実践的な取り組みをさらに進める必要があります。そこで、計画では次の5点を現状と課題を踏まえて計画における取り組みの重点事項とします。

- ①多様な能力・視点を活かす社会環境の整備
- ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ③男女とともに参画する地域活動の推進
- ④暴力の根絶と人権の尊重
- ⑤男女共同参画への関心や理解の促進

* DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力などさまざまな形で暴力が存在する。

* 男女共同参画に関する市民意識調査

本市では、昭和62年度から5年後ごとに、市民の男女共同参画に関連する意識を調査しており、平成25年度調査は6回目。



一回メモ

●2006世界女性スポーツ会議くまもと

スポーツを通しての男女共同参画社会の実現を目指す世界女性スポーツ会議が、平成18年5月11日から4日間にわたり熊本市で開催されました。アジアでそして地方都市での初めての開催でしたが、多くの市民ボランティアをはじめ地元企業や各種団体等が会議運営を支え、74の国と地域からの約700人の参加者を、熊本ならではのおもてなしで歓迎しました。

会議では、2010年のオーストラリアシドニー会議までの4年間の目標となる「熊本協働宣言」を発表するなど大きな成果をあげました。

①多様な能力・視点を活かす社会環境の整備

〈現状と課題〉

本市において、20代から50代までの女性の労働力率は6割を超えていますが（図1）、県内民間企業の管理職に占める女性の割合は総数で24.6%、職階別では係長相当職で32.1%、課長相当職と部長相当職はともに2割程度となっています（平成24年度「熊本県労働条件等実態調査報告書」より）。また、地域活動にも多くの女性が関わっていますが、自治会長やPTA会長の9割以上が男性であるのが現状です（図2・図3）。さまざまな分野で、方針決定や責任のある立場への女性の登用・参画は十分には進んでいません。このような背景には、女性は結婚や出産で仕事を中断し、再就職においても条件が厳しいなど就労環境が不安定であるため、男性に比べて職場や組織の中で経験を積めない、キャリアを形成しにくいなど個々の能力を発揮しにくい傾向にあることが指摘されています。

しかし、活用が十分でない分野において女性の能力や視点を活かし、新たな発想や活動を生み出していくことは権利として保障されたものであることはもちろんですが、今後人口が減少していく中で社会の活力を維持していくうえでも不可欠なことです。国においても「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画^{*}を平成24年6月に策定し、日本に秘められている潜在力の最たるものこそ「女性」であるとの基本的な認識に立ちつつ、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション^{*}、③公務員から率先して取り組む、の3つを柱として取組みや検討が始められています。女性が意欲に応じて参画できる社会は、高齢者や障がい者も参画しやすい社会であり、多様性を受け入れることができる社会です。

そこで、性別にかかわらず、さまざまな分野に意欲に応じ参画できる社会づくりを進める中で、参画が進んでいない分野への女性の参画促進に取り組むなど、多様な能力・視点を活かす社会環境を整備する必要があります。

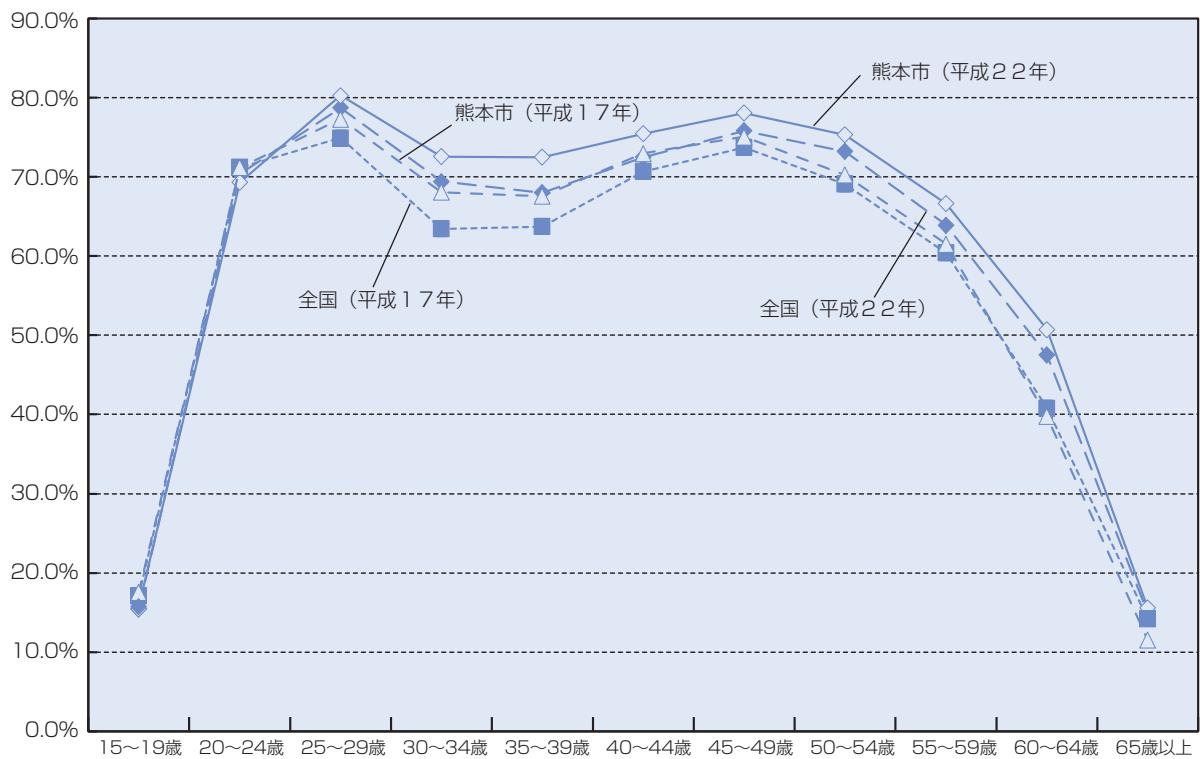
*「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画

経済活性化に資する取り組みに焦点を当てて具体化・加速化を図るため、関係閣僚で構成する女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議が開催され、平成24年6月に取りまとめられたもの。

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

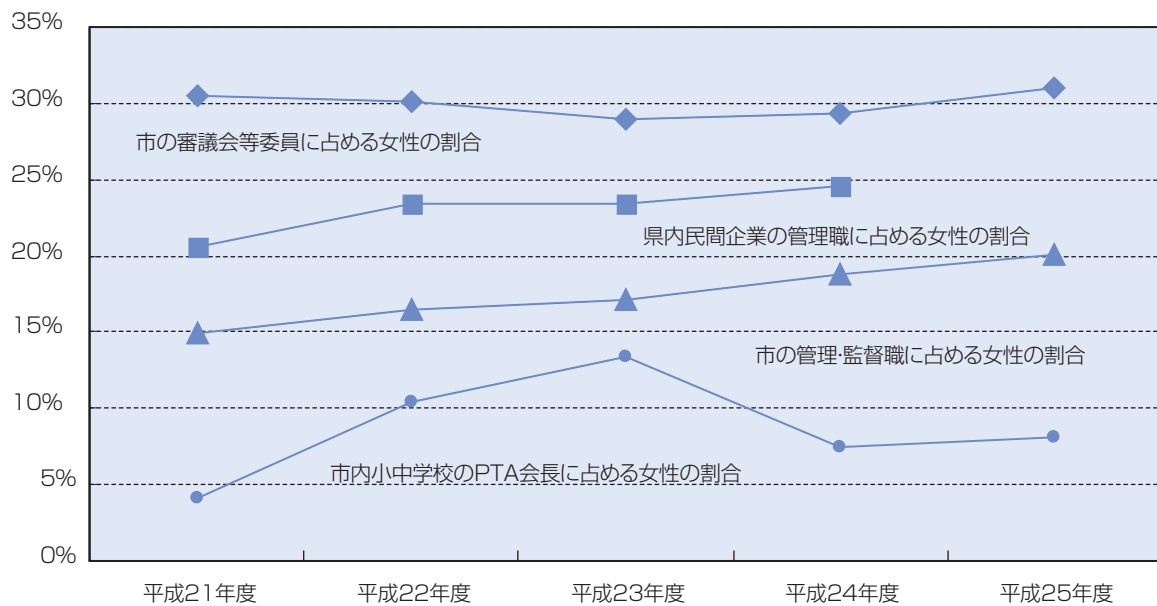
男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

(図1) 女性の年齢階級別労働力率



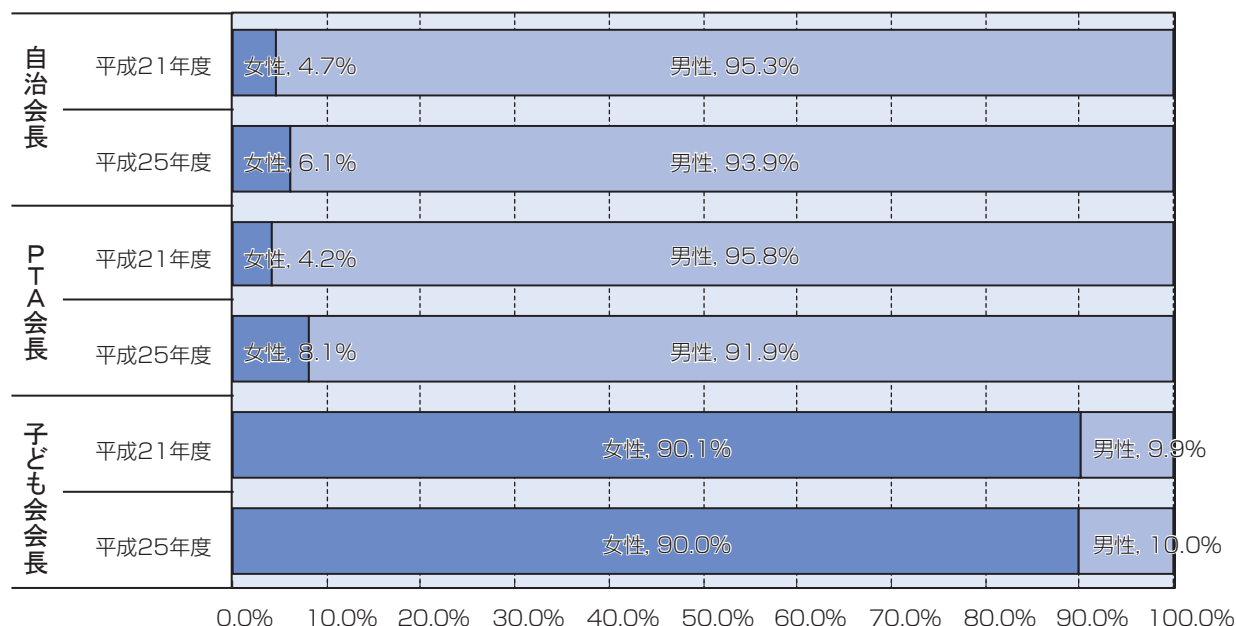
(備考) 平成17年、平成22年国勢調査より作成

(図2) 女性の参画・登用状況



(備考) 市各担当課調査・市関係団体調査・熊本県労働条件等実態調査報告書より作成

(図3) 地域活動における男女の参画状況



(備考) 市各担当課調査・市関係団体調査より作成



一回メモ

●熊本洋学校教師ジェーンズの言葉

明治7年9月熊本洋学校の新学年、2人の女子生徒が教室にいた。驚いた男子生徒は、「女が男の領域に踏み込んでくることは感心できません。というのは、女は男の仕事はできませんし、またきっと、自分自身の仕事もおろそかになるでしょうから」と、ジェーンズに抗議します。しかしジェーンズは「女は男の仕事ができないとどうして言えるのですか」「母たる女に対して軽蔑の言をはくとは怪しからんことである」と切り返します。この様にして、男女共学が全国にさがけて熊本の地に実現しました。

女子生徒の一人横井みや子（横井小楠の娘）は「昔、あの九州の一地方においてジェーンズ先生からこういう教訓を受けた青年達があったということは、思うと不思議な感じがいたします。」と回想しています。

(「新熊本市史」より抜粋)

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進

〈現状と課題〉

仕事は、社会や個々人の暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、家事や育児、地域との付き合いなどの私生活も、暮らしには欠かすことはできないものです。そこで、男女がともにそれぞれの生き方やライフステージに応じて、仕事、家庭、地域等のさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できる状態を目指すワーク・ライフ・バランスという考え方が重要となります。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとって生活が充実するだけでなく、個々の職場や組織の生産性の向上にも役立ち、社会全体の安定と活力につながる事が期待されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた重要な取り組みの一つです。

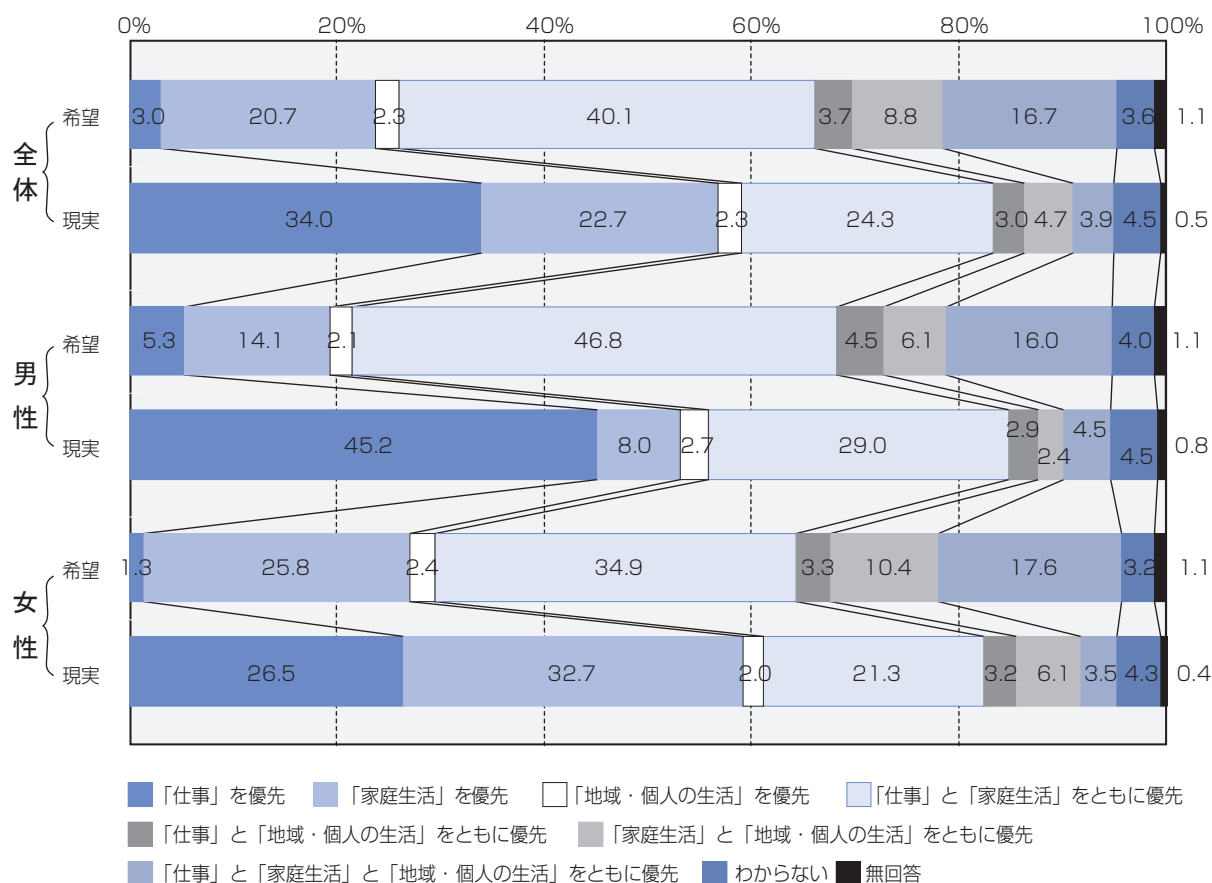
国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章^{*}」やその行動指針が策定されるなど、官民一体での取り組みが進められていますが、平成25年度の市民意識調査の結果では「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の用語の認知度は約13%（平成20年度調査）から約27%（平成25年度調査）へ2倍以上増加しているものの、十分ではありません。また、多くの人が「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと希望しているものの、依然として現実の生活では希望に沿ったバランスがとれていない現状です（図4）。妻の就業状況別に夫婦の1日の生活時間をみると、共働き世帯での夫の「家事・育児・介護等」にかかる総平均時間が34分なのに対し、妻は4時間22分であり、夫が有業で妻が無業の世帯では、夫が39分、妻は7時間40分となっています。妻の就業の有無にかかわらず夫が「家事・育児・介護等」にかかる時間は妻と比べて著しく短かく、夫は「共働き」か否かで生活実態はほぼ変わらないものの、「共働きの妻」は仕事をしながら「家事・育児・介護等」を担い、「自由時間（3次活動時間）」が少なくなっています（図5）。このような中で、子育てや介護等と仕事との両立に悩む人や、仕事に追われ心身の疲労から健康を害する人への対応も課題となっています。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの意義や成果についてさらに広く周知し、気運の醸成を図るとともに、子育てや介護等と仕事の両立支援策の充実等に取り組む必要があります。

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

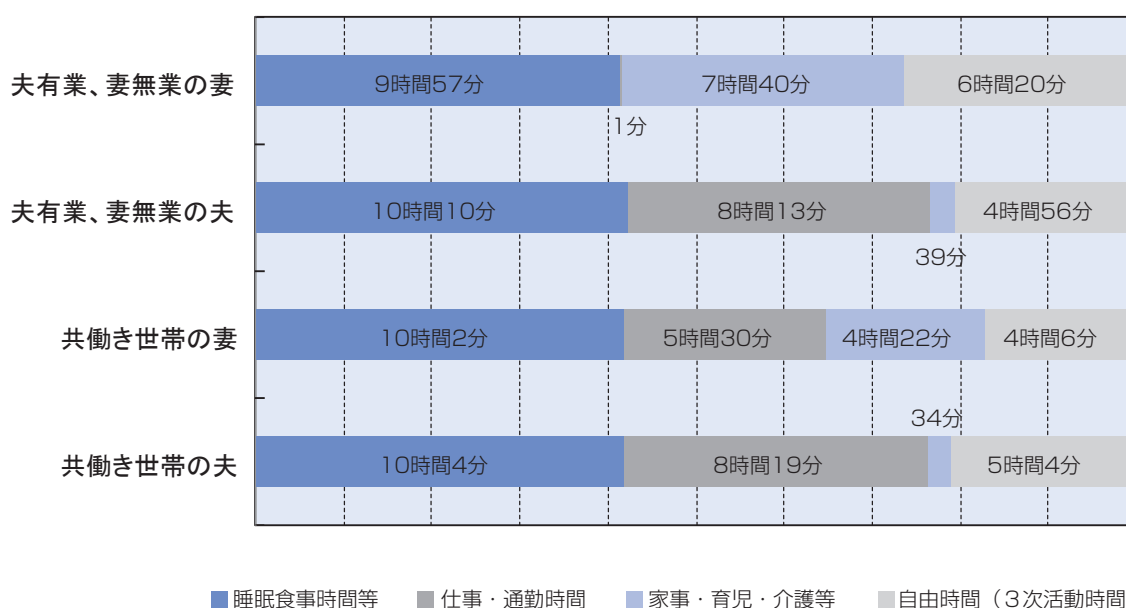
平成19年12月、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表者からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会談」において、ワーク・ライフ・バランスを推進するために策定された憲章のこと。（平成22年6月改定）

(図4) 生活についての希望と現実



(備考) 熊本市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年度)より作成

(図5) 熊本県における夫婦の生活時間



(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成23年度)より作成

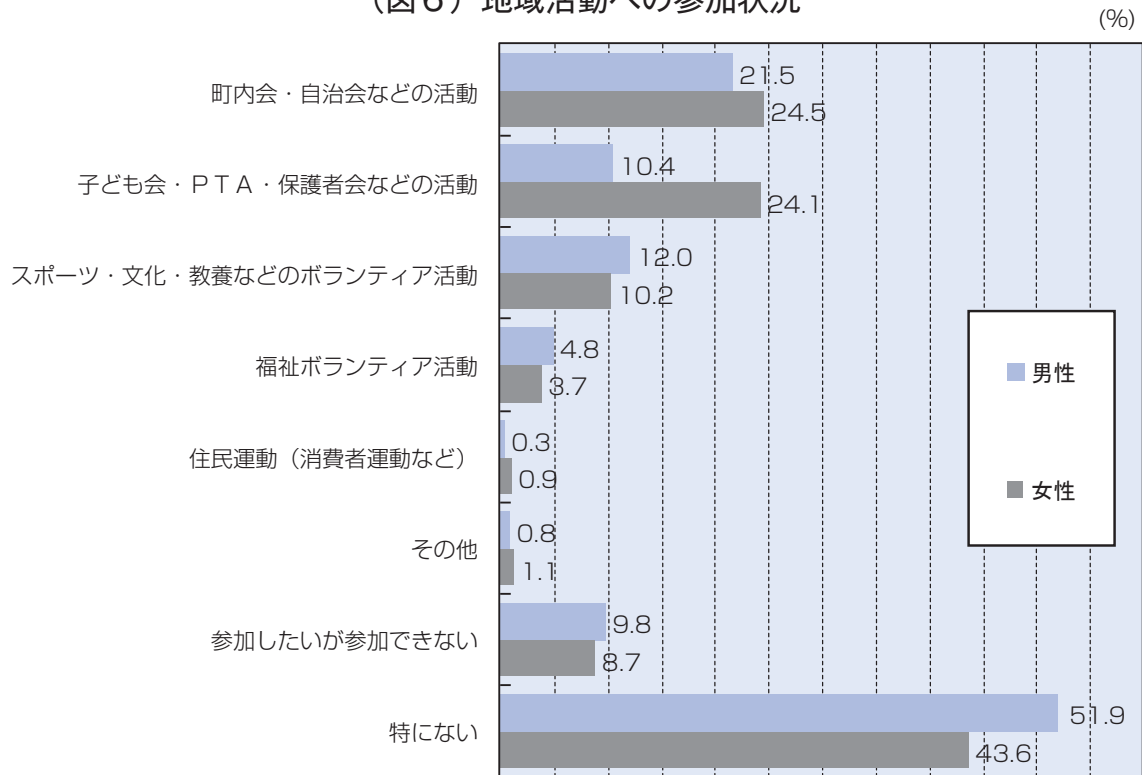
③男女でともに参画する地域活動の推進

〈現状と課題〉

地域は家庭とともに身近な暮らしの場です。本市では、福祉、防犯、子育て、災害対策、環境保全などさまざまな地域課題の解決に向けて、市民による取り組みが展開されています。このような市民の力を本市の財産として、市民の参画と協働によるまちづくりを進めることが重要です。その一方で、平成25年度の市民意識調査では「仕事が忙しく、時間に余裕がない」等の理由で男性の61.7%、女性の52.3%が地域活動に参加しておらず、平成20年度調査と比較すると増加しています（図6・図7）。また、「子ども会・PTA・保護者会などの活動」へ参加しているのは、男性が10.4%、女性が24.1%となっており、男性の参加が女性に比べて特に低くなっています。人々の価値観や生活様式が多様化している今日、住民一人ひとりが地域に目を向け、さまざまな意見や能力を活かし地域活動に取り組むことが重要です。

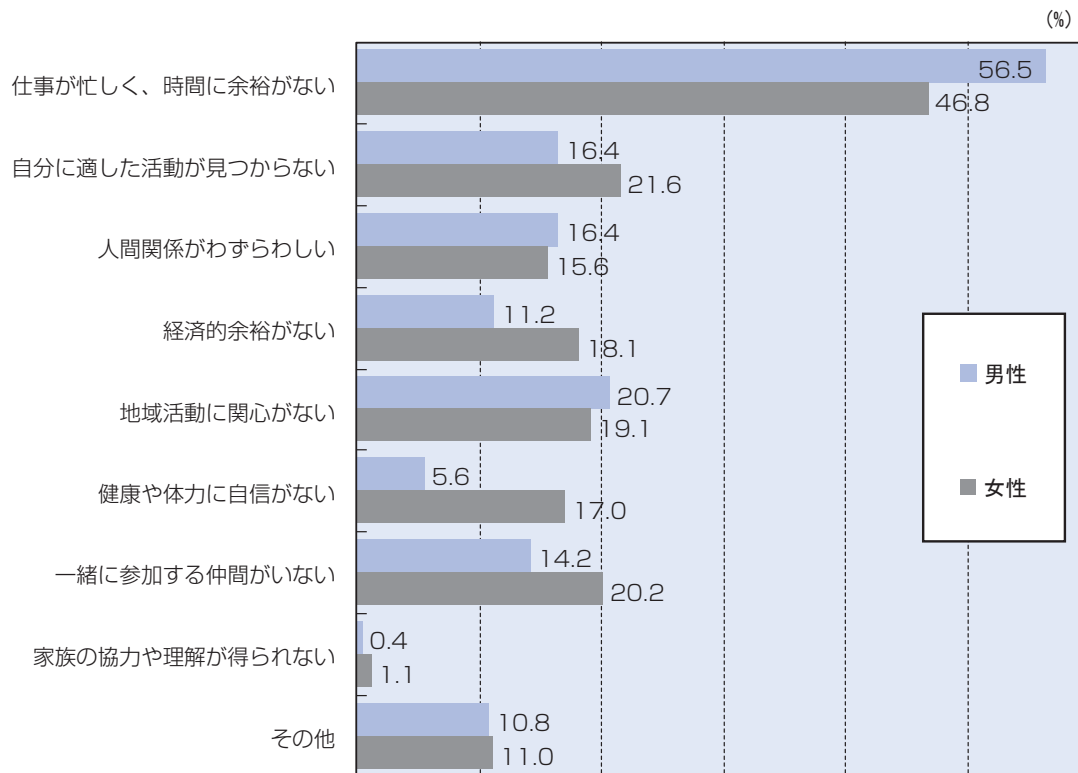
そこで、住民、地域団体やNPO等の各種団体、事業者、学校、市などさまざまな主体が連携・協働し、地域活動における男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を持って地域課題の解決に向けて取り組むなどの具体的な事業展開を進める必要があります。

(図6) 地域活動への参加状況



(備考) 熊本市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年度) より作成

(図7) 地域活動に参加していない理由



(備考) 熊本市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年度) より作成

④ 暴力の根絶と人権の尊重

〈現状と課題〉

DV やセクハラ*などの相手の尊厳を踏みにじる行為は、男女共同参画社会を実現するうえでの大きな阻害要因です。本市では、これまでもこれらの行為による被害の未然防止や被害者支援体制の充実に向けて取り組んできました。しかし、平成25年度の市民意識調査の結果、DVについて女性の37.1%、男性の19.4%が何らかの被害経験があることが明らかとなり、男女とも被害経験が増加し、全国平均を上回っています（図8-1）。また、DVを受けた際に「第三者や相談機関に相談した」人の割合は21.9%（平成20年度調査13.7%）と増加したものの、その相談先は「家族、友人、知人」が80%（平成20年度調査83.8%）と圧倒的に多く、身内以外では警察が14.0%となっています。一方、相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が36.8%と引き続き最も高く、次いで「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思った」（25.8%）、「自分にも悪いところがあると思った」（23.9%）の順となっています（図8-2）。このようなことから、相談窓口情報の周知徹底や被害者の立場に立った利用しやすい相談体制・支援体制の充実を図るとともに、早い段階からの人権教育や啓発事業に取り組むなど、DV やセクハラが人権の侵害であり、決して許されないことであるとの認識について広く定着させる必要があります。

また、近年、社会問題として顕在化してきている職場のパワーハラスメント*は、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものであり、早急に予防や解決に取り組む必要があります。

さらに、男女ともに生涯を通じ健康な生活を送ることは基本的人権の一部ですが、そのためには、男女の身体的違いを踏まえた各ライフステージに応じた的確な情報の提供や相談事業、特定健康診査を含めた各種検診の充実により、病気の予防や早期発見に努める必要があります。また、男女ともに、仕事や家庭生活の忙しさの中で、自らの健康上の問題に対する早期治療が遅れることは避けなければなりません。さらに女性は、月経、妊娠や出産、閉経などに関わる健康上の問題にも直面します。本市における女性特有のがん、乳がんと子宮がんの死亡比は平成18年と比較して平成23年は子宮がんの死亡比が低くなっていますが、依然としてどちらも全国平均を上回っており（表1）、平成24年度から開始した校区単位の健康まちづくりの取り組みを広げるなど、女性が安心して妊娠、出産に臨むことを可能にし、将来の母子の健康を守るためにも、これらの問題についての啓発と正しい知識の普及を進める必要があります。

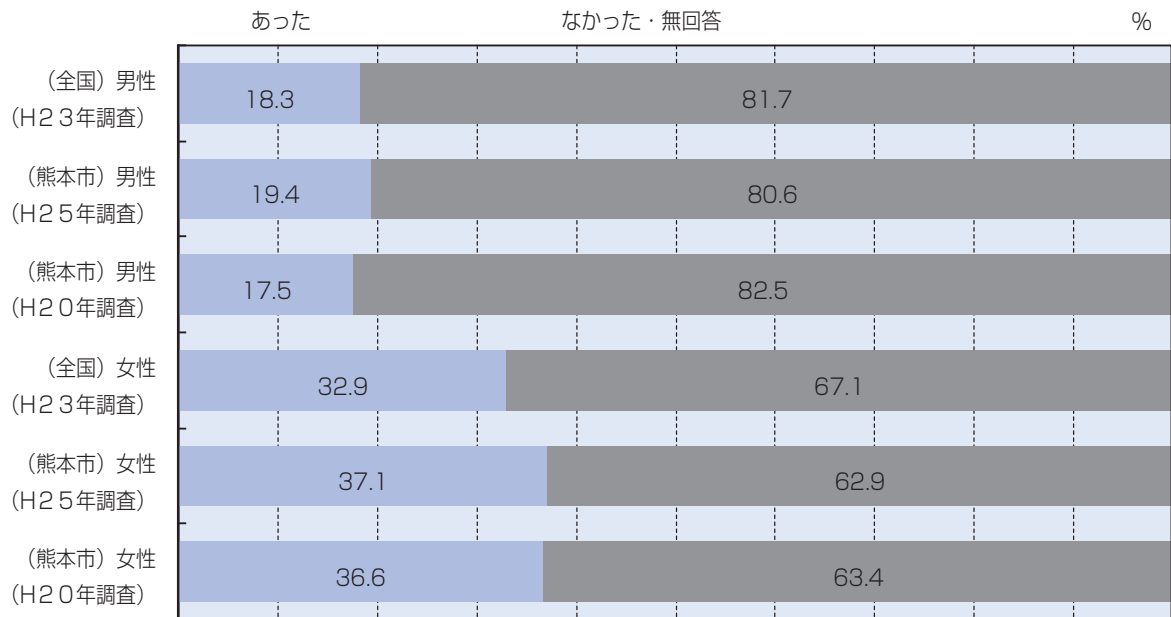
* セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

相手を不快にさせる性的な言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

* 職場のパワーハラスメント

同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。上司から部下へのいじめ・嫌がらせを指して使われる場合が多いが、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものもある。

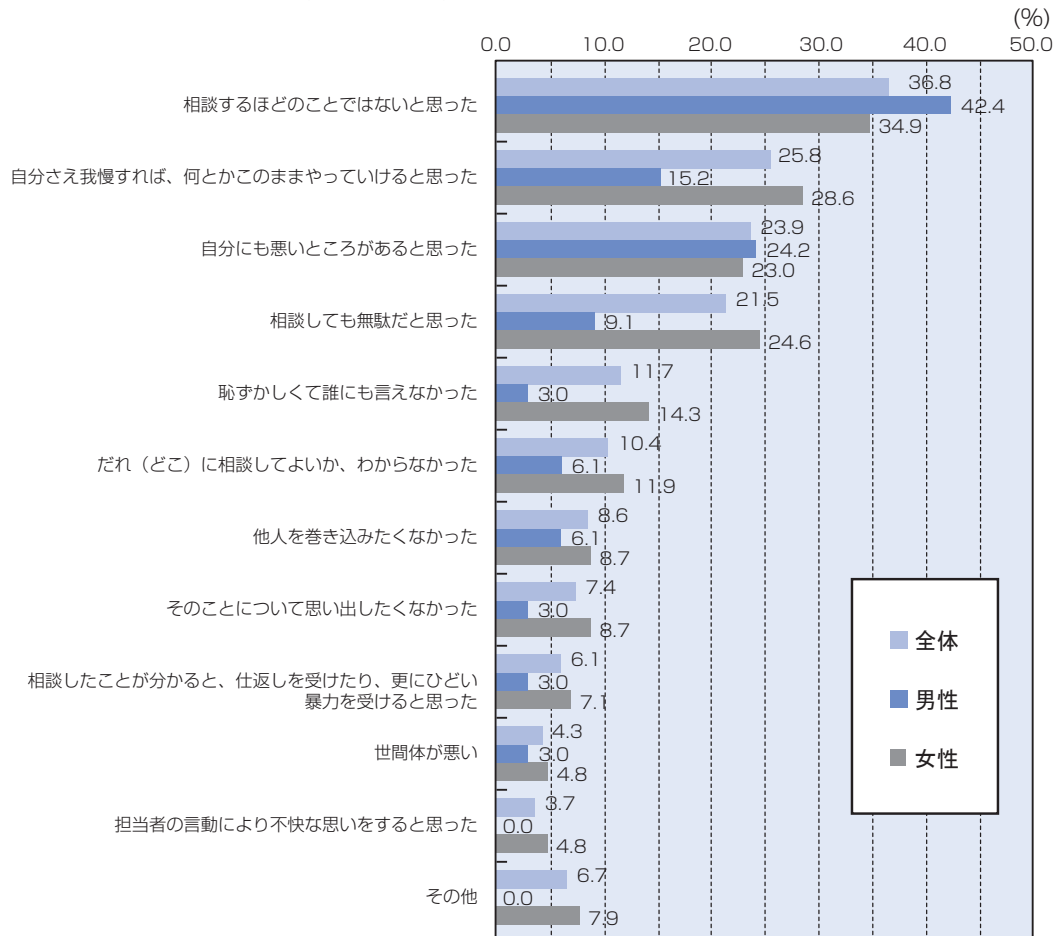
(図8-1) 配偶者等からの被害経験



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)

熊本市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年度・平成20年度) より作成

(図8-2) 相談しなかった理由



(備考) 熊本市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年度) より作成

(表 1) 熊本市における女性の標準化死亡比

死因	女性の死亡比 (注)	
	平成18年	平成23年
乳がん	106.9	106.8
子宮がん	154.3	140.7
すべてのがん	98.7	99.0
総数	87.0	91.9

注) 死亡比＝全国の死亡率の平均＝100としたときの熊本市の死亡率の比
(備考)「熊本市の保健福祉」(平成25年度版・平成20年度版)より作成

⑤ 男女共同参画への関心や理解の促進

〈現状と課題〉

基本法の施行から15年が経過しましたが、「男女共同参画社会」という用語を「知らない」または「聞いたことはあるが、内容は知らない」割合は平成20年度と比較すると2.5%減少したものの、約5割となっています（図9）。中でも、20歳～24歳の認知度が最も高い一方、35歳～39歳の認知度が最も低くなっています。また、あらゆる分野に男女がともに参画している社会と感じているかどうかについては、「格差は根強くある」「役職は男ばかり」「個性と能力を発揮できる社会になっていない」などの意見もあります（平成24年度「熊本市第6次総合計画」市民アンケート調査より）。

一方で、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変化や非正規雇用者の増加など雇用・就業をめぐる変化等により、男女間だけでなく男性間、女性間でも経済的な格差が大きいこと、また一人暮らしの高齢者が増える傾向にあり、地域での孤立等が指摘されるなど、男女がともにいきいきと暮らせる社会を実現するうえでの課題は多岐にわたってきています。このように、男女共同参画社会は、これから社会に出る若者にとっても、働き盛りの世代にとっても、高齢者にとっても無縁ではなく、その実現を目指すことは性別や世代を超えた課題となっています。

そこで、より多くの市民及び事業者が男女共同参画社会の実現について自らの課題として関心を持つとともに、その意義について理解が深まるように取り組む必要があります。



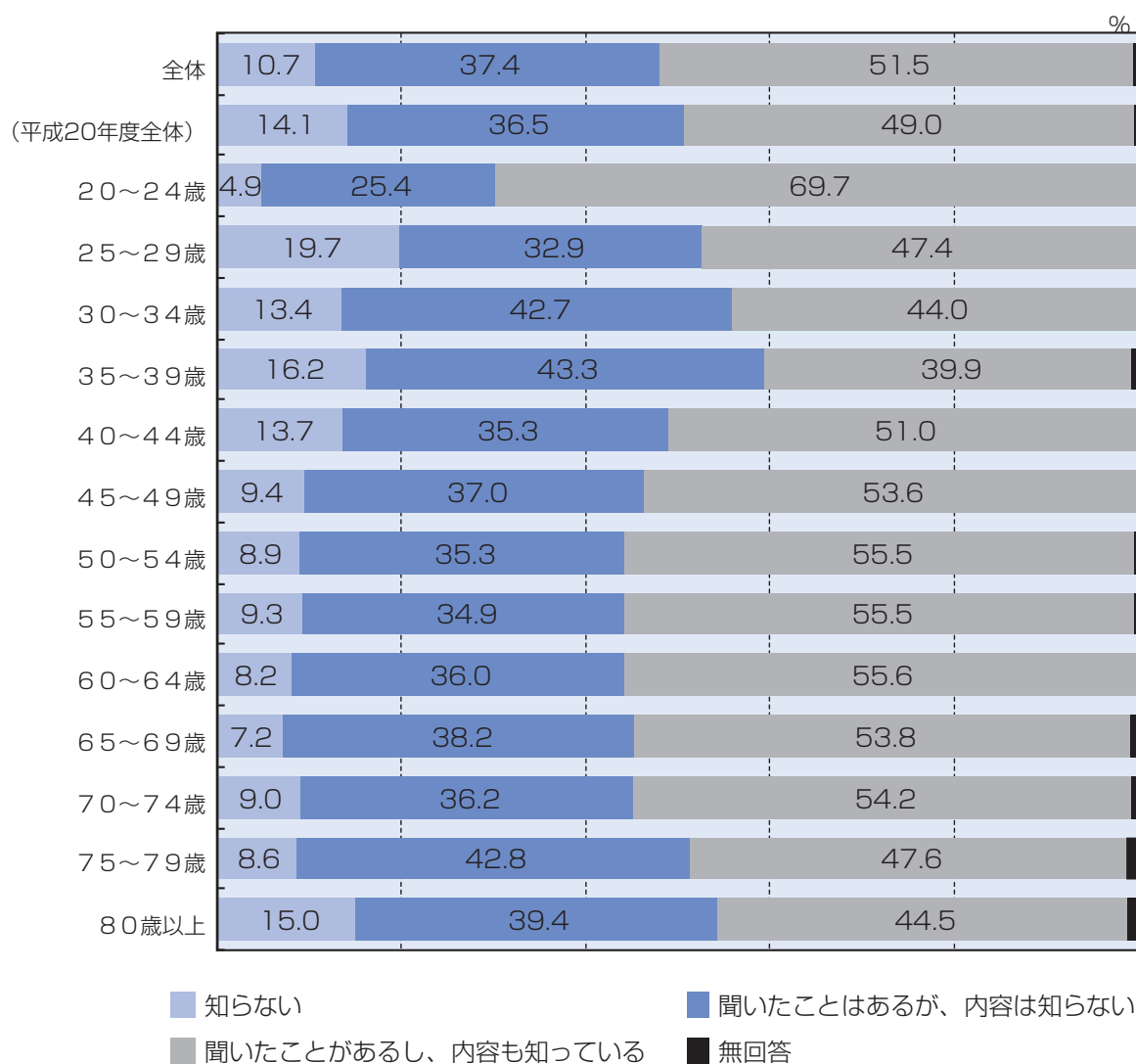
一回メモ

● 「肥後の猛婦」

評論家の大宅壮一が、「婦人公論」（昭和34年2月号）に「熊本の猛婦」論を載せています。

「明治以降、婦人の自覚、独立、地位向上のために勇敢にたたかった婦人闘志の多くは熊本出身である。（中略）いわば、“猛婦”ともいうべき存在である。」とし、封建的で有名な土地柄でありながら、昭和31年の売春防止法成立にいたるまでその先駆者の多くを生んだ熊本は興味のある土地であると記しています。

(図9)「男女共同参画」の認知度

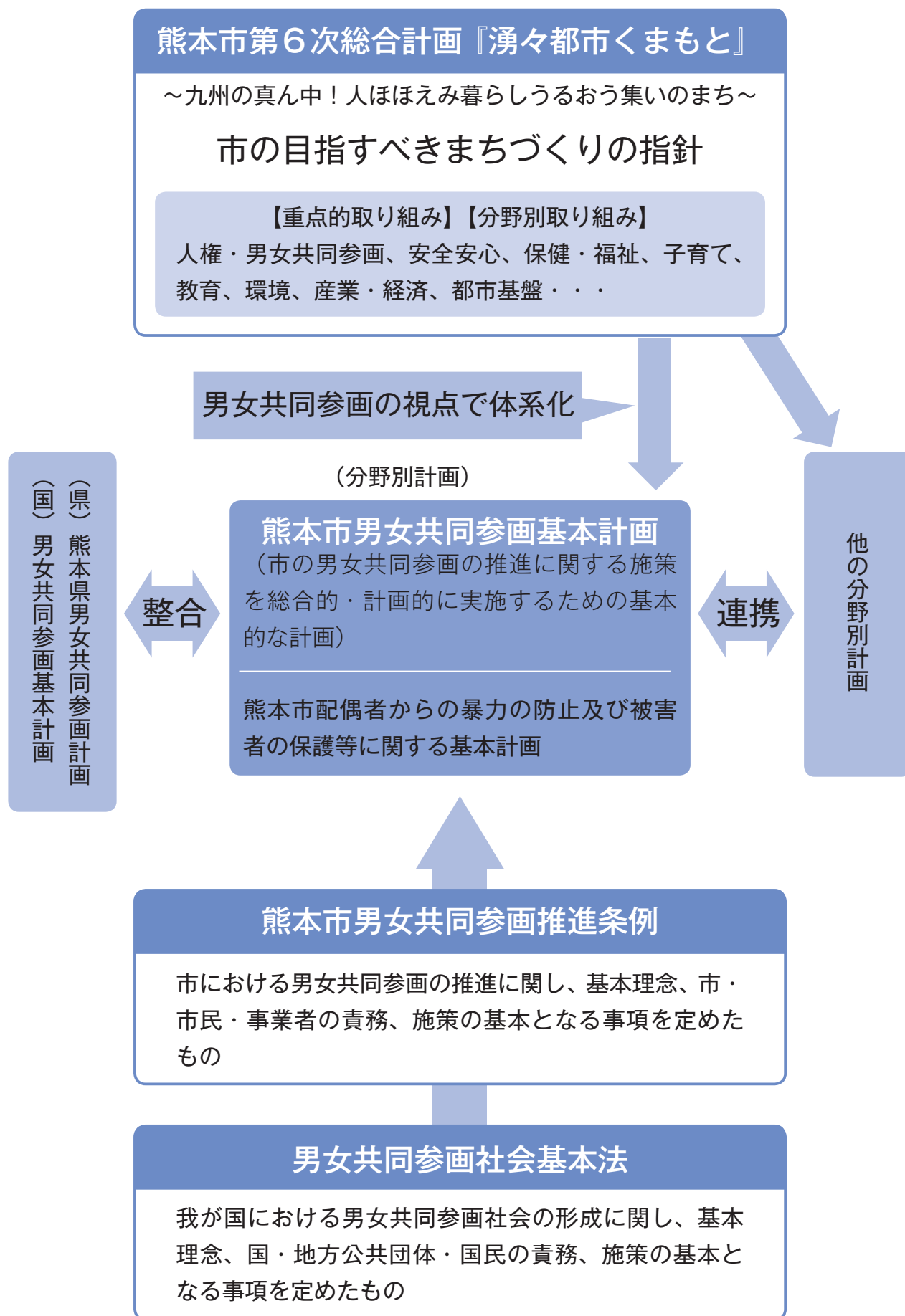


(備考) (平成20年度・平成24年度)「熊本市第6次総合計画」市民アンケート調査より作成

4 計画の位置づけ

- ・ 条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に関する市の施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- ・ 市の各分野の施策を男女共同参画推進の視点で横断的に捉え、体系化したものです。
- ・ 「第6次熊本市総合計画」の分野別計画として位置付け、他の分野別計画とも連携します。
- ・ 市民及び事業者の取り組みの指針として活用されることを期待するものです。
- ・ 基本法第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国及び県の計画と整合性を図ります。
- ・ この計画のDVに関する施策については、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- ・ 第6次総合計画の期間である平成30年度までを計画の期間とします。
- ・ 中間年にあたる平成25年度に見直しを行いました。

【計画の位置付け】



第2章

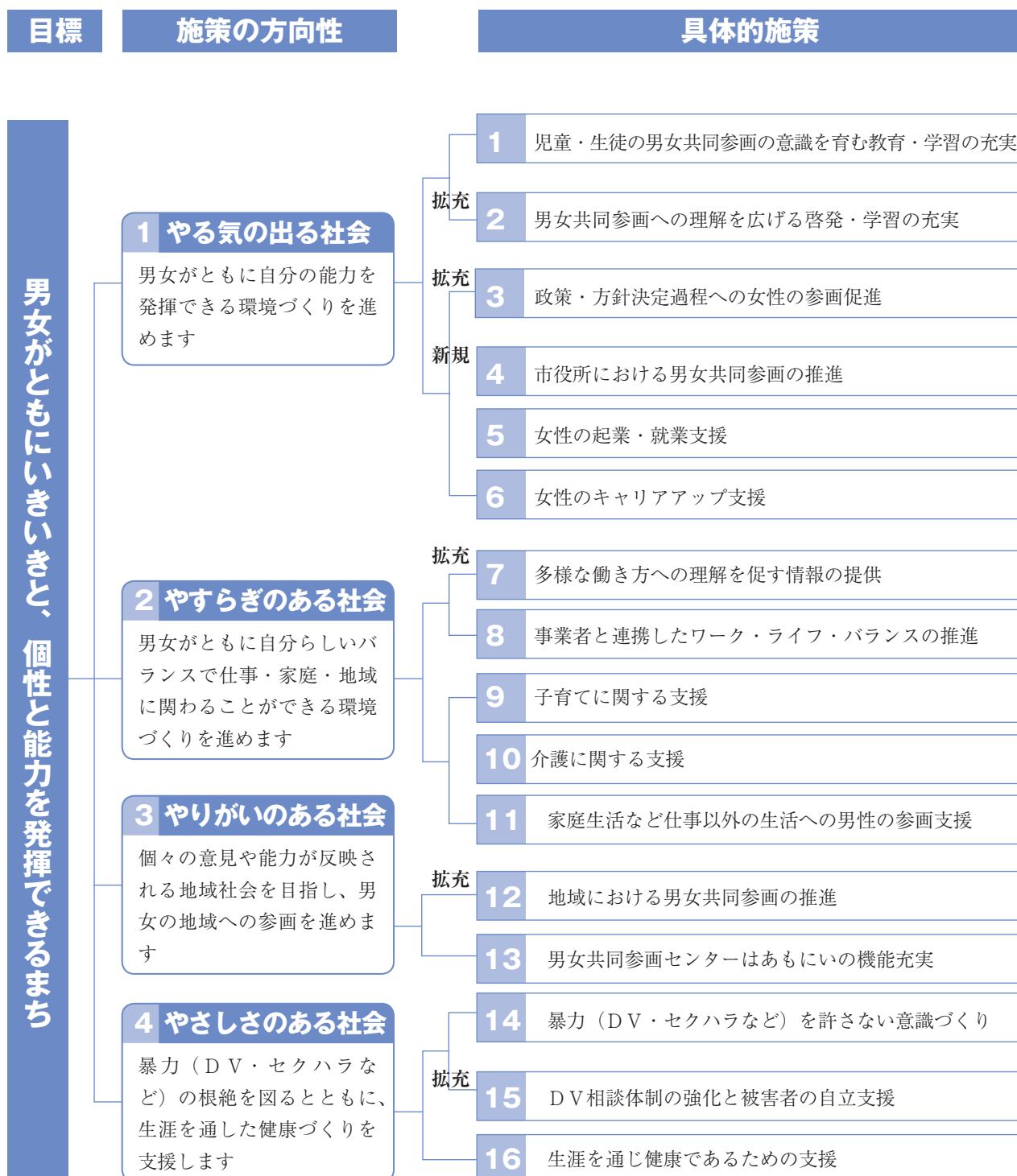
施策の展開

- 1 計画の体系
- 2 具体的な取り組み

第2章 施策の展開

1 計画の体系

※ 計画は、【施策の方向性「4本の矢（や）」】、【具体的施策】で構成し、目標（目指す社会の姿）である「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指します。



2 具体的な取り組み

施策の方向性 1 ～ やる気の出る社会 ～

男女がともに自分の能力を発揮できる環境づくりを進めます

社会の各分野に、男女がともに対等な構成員として、意欲を持って参画でき、その能力を発揮できるための意識の醸成に取り組みます。また、政策・方針決定過程に男女がともに参画できる機会の確保とともに、女性がその能力を発揮できるための支援を行います。

成果指標	基準値（H20）	実績値（H25）	目標値（H30）
市の審議会等における 女性委員の割合	31.7%	目標値 40.0%	40.0%
		実績値 31.0%	

具体的施策 1

児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実

- ・学校における男女平等に関する学習の実施と教職員に対する女性の人権などに関する人権教育研修の実施（教育委員会）
- ・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達^{*}を促す教育の実施（教育委員会）
- ・男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計などの学習を通して男女共同参画を推進する家庭科教育の充実（教育委員会）

* キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。

具体的施策2

男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実

- ・社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施（企画振興局）
- ・啓発紙やDVDなどによる男女共同参画に関する情報の提供（企画振興局）
- ・「エンパワーメント講座」「男のライフセミナー」などの男女共同参画啓発セミナーの開催（企画振興局）
- ・家庭が果たすべき役割など家庭教育に関する学習会の開催（企画振興局）
- ・男女共同参画の視点に留意した情報発信（企画振興局）

* エンパワーメント

能力の開発と発揮。政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できるよう実力をつけていくこと。

具体的施策3

政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（企画振興局・総務局・関係局・各行政委員会）
- ・「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」などの機会を捉えた、事業所における女性の登用促進（企画振興局）
- ・学校における女性校長・教頭などの登用促進のための環境整備（教育委員会）
- ・さまざまな分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用（企画振興局・関係局）
- ・女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施（企画振興局）
- ・校区自治協議会、町内自治会、PTAなどさまざまな地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進（企画振興局・各区役所）

具体的施策4

市役所における男女共同参画の推進

- ・市役所管理・監督職への女性職員の登用促進（総務局）
- ・市役所におけるメンター制度^{*}の活用についての検討、ポジティブ・アクションの推進による女性のキャリア形成への支援（企画振興局、総務局）
- ・年次有給休暇などの取得促進や超過勤務の削減など、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進（総務局）
- ・セクハラ・パワハラやDVに関する職員研修の実施（総務局・企画振興局）

* メンター制度

豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員（メンター）が、後輩社員（メンティ）に対して行う個別支援活動。キャリア形成上の課題解決を援助して個人の成長を支えるとともに、職場内での悩みや問題解決をサポートする役割を果たす。

メンター制度においては、基本的にメンターは、仕事の指示・命令を下し、評価を行う利害関係のある直属の上司や先輩ではなく、異なる職場の先輩社員（役員・管理職層レベルから数年先輩まで目的によって設定）がメンターになることが一般的である。

具体的施策5

女性の起業・就業支援

- ・「資格取得講座」「再就職支援セミナー」など、就労に結びつく学習機会、相談の実施（企画振興局、農水商工局）
- ・「起業家支援セミナー」の開催やマザーズコーナー^{*}などの関係機関との連携による就業に関する情報提供（企画振興局）
- ・就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母などを継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成などの経済支援（農水商工局）
- ・「母子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」など、ひとり親家庭に対する就労支援（健康福祉子ども局）
- ・農林水産業における女性担い手の育成及び活動支援（農水商工局）

* マザーズコーナー（ハローワーク熊本マザーズコーナー）

子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境（キッズコーナー等）を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かい就職支援を行っている。

具体的施策6

女性のキャリアアップ支援

- ・「キャリアアップセミナー」など女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催（企画振興局）
- ・女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取り組みを促すための情報提供（企画振興局）



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

施策の方向性2 ～やすらぎのある社会～

男女がともに自分らしいバランスで

仕事・家庭・地域に関わることができる環境づくりを進めます

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、市民や事業者に対して、その意義や成果について周知するとともに、社会全体で育児や介護などを支える環境づくりに取り組みます。

成果指標	基準値（H20）	実績値（H25）	目標値（H30）
ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度	12.8%	目標値 50%	50%
		実績値 27.3%	

具体的施策7

多様な働き方への理解を促す情報の提供

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催などによる啓発及び情報の提供（企画振興局、農水商工局）
- ・テレワーク^{*}に関する講演会の開催などによる啓発及び就業支援（企画振興局）

* テレワーク

I C T（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。テレワークの主な形態として、企業に勤務する被雇用者が行うテレワーク（雇用型）と、個人事業者・小規模事業者等が行うテレワーク（自営型）に分れ、さらに「在宅勤務」、「モバイルワーク」がある。

具体的施策8

事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

- ・企業活動の先進的取り組み事例の紹介など、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供（企画振興局）
- ・育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知（企画振興局、農水商工局）

具体的施策9

子育てに関する支援

- ・「児童手当」「子ども医療費の助成」など、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み（健康福祉子ども局・各区役所）
- ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み（健康福祉子ども局）
- ・児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業などによる子育て支援（健康福祉子ども局）
- ・「よかパパ宣言」などによる父親の子育て参画の支援（健康福祉子ども局）

具体的施策10

介護に関する支援

- ・施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施（健康福祉子ども局）
- ・民生委員や社会福祉協議会などとの連携による地域における介護支援の実施（健康福祉子ども局）

具体的施策11

家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援

- ・「男のライフセミナー」「親子料理教室」など家庭生活に関する講座の実施（企画振興局）



“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための国民運動”
のシンボルマーク「カエル! ジャパン」

施策の方向性3 ～やりがいのある社会～

個々の意見や能力が反映される地域社会を目指し、男女の地域への参画を進めます

地域における地域団体、NPO、学校、事業者などさまざまな団体・機関との連携・協働を進めながら、実践的な活動における男女共同参画を促進するとともに、男女共同参画推進の中核施設である男女共同参画センターはあもにいの機能を充実し利用の促進を図ります。

成果指標	基準値（H20）	実績値（H25）	目標値（H30）
男女の地域活動への参加率	46.5%	目標値 55%	55%
		実績値 43.9%	

具体的施策12

地域における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーターなどの人材の育成と活用（企画振興局・各区役所）
- ・公民館、児童館、地域コミュニティセンターなどの地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開（企画振興局、健康福祉子ども局）
- ・地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供（企画振興局）
- ・PTA活動、プレイパーク事業など地域活動への男性の参加の促進（企画振興局・各区役所、健康福祉子ども局）
- ・男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施（企画振興局・各区役所）
- ・防災分野における男女共同参画の推進（総務局）

具体的施策13

男女共同参画センターはあもにいの機能充実

- ・「はあもにいフェスタ」「市民企画セミナー」の開催など、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施（企画振興局）
- ・男女共同参画社会を目指す団体などの活動支援及び情報提供（企画振興局）
- ・夫婦や家族・生き方などに関する相談の実施及び男女共同参画に関する情報の収集・提供（企画振興局）
- ・地域団体、NPO、学校、事業者などさまざまな主体とのネットワークの構築を図る事業の実施（企画振興局）

※総合女性センターは、平成22年4月1日、男女共同参画センターはあもにいに名称変更しました。



熊本市男女共同参画センターはあもにい

施策の方向性 4 ～やさしさのある社会～

暴力（DV・セクハラなど）の根絶を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援します

生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすために、相手の人権を損なう行為である暴力（DV・セクハラなど）の根絶に取り組みます。

なお、DV防止法第2条の3第3項は、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護ための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定しています。そこで、本計画のうち、具体的施策14と15のDVに関する施策を、この法律に基づく本市の「基本的な計画」と位置づけ、「熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」としました。

今後は、暴力（DV・セクハラなど）を許さない意識醸成に向けて啓発・広報を充実するとともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。

また、男女の身体的違いを踏まえた、各ライフステージに対応した適切な健康保持・増進を支援します。

成果指標	基準値（H20）	実績値（H25）	目標値（H30）
DV被害者が、第三者や相談機関に相談した割合	13.7%	目標値 増加	増加
		実績値 21.9%	

具体的施策14

暴力（DV・セクハラなど）を許さない意識づくり

- ・啓発冊子、市政だより、市のホームページなどさまざまな媒体を使った啓発・広報の実施（企画振興局・各区役所）
- ・市民・事業者に対しての「DV被害者支援セミナー」「人権講演会」など、DV防止、被害者支援に係る講座の実施（企画振興局）
- ・市民・事業者に対してのセクハラ・パワハラやデートDVに関する研修の実施（企画振興局）

具体的施策15

DV相談体制の強化と被害者の自立支援

- ・ 熊本市DV対策ネットワーク会議及び熊本市DV対策庁内連絡会議開催による関係機関相互の連携（企画振興局・健康福祉子ども局・各区役所）
- ・ DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底（企画振興局・関係局・各区役所）
- ・ 相談員の資質向上に向けた研修の実施及び相談窓口の周知（企画振興局、健康福祉子ども局・各区役所）
- ・ 住宅の確保・経済的支援など自立支援に向けた取り組み（企画振興局・健康福祉子ども局・各区役所・都市建設局）
- ・ 民間シェルターへの財政的な支援（企画振興局）
- ・ 配偶者暴力相談支援センターとして機能するための相談体制の充実（企画振興局・健康福祉子ども局・各区役所）

具体的施策16

生涯を通じ健康であるための支援

- ・ 健康づくりのための、学習や検診、相談機会の提供（健康福祉子ども局）
- ・ 妊娠・出産に関する健診の充実や相談・指導・支援の実施（健康福祉子ども局）
- ・ 児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や教育の実施（教育委員会）
- ・ HIV／エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発（健康福祉子ども局）



パープルリボン

女性に対する暴力根絶運動のシンボルマーク

第3章

計画の推進に向けて

- 1 様々な主体との連携
- 2 推進体制の整備

第3章

計画の推進に向けて

1 様々な主体との連携

計画を実効性あるものとするために、市民、事業者、地域団体や NPO 等の各種団体、学校、国・県等関係機関など、多様な主体と連携・協働することに努め、理解の層を広げます。

2 推進体制の整備

計画に盛り込まれている施策・取組みを総合的かつ計画的に推進するために体制を整備し適切な進行管理に努めます。

①熊本市男女共同参画庁内推進会議の開催

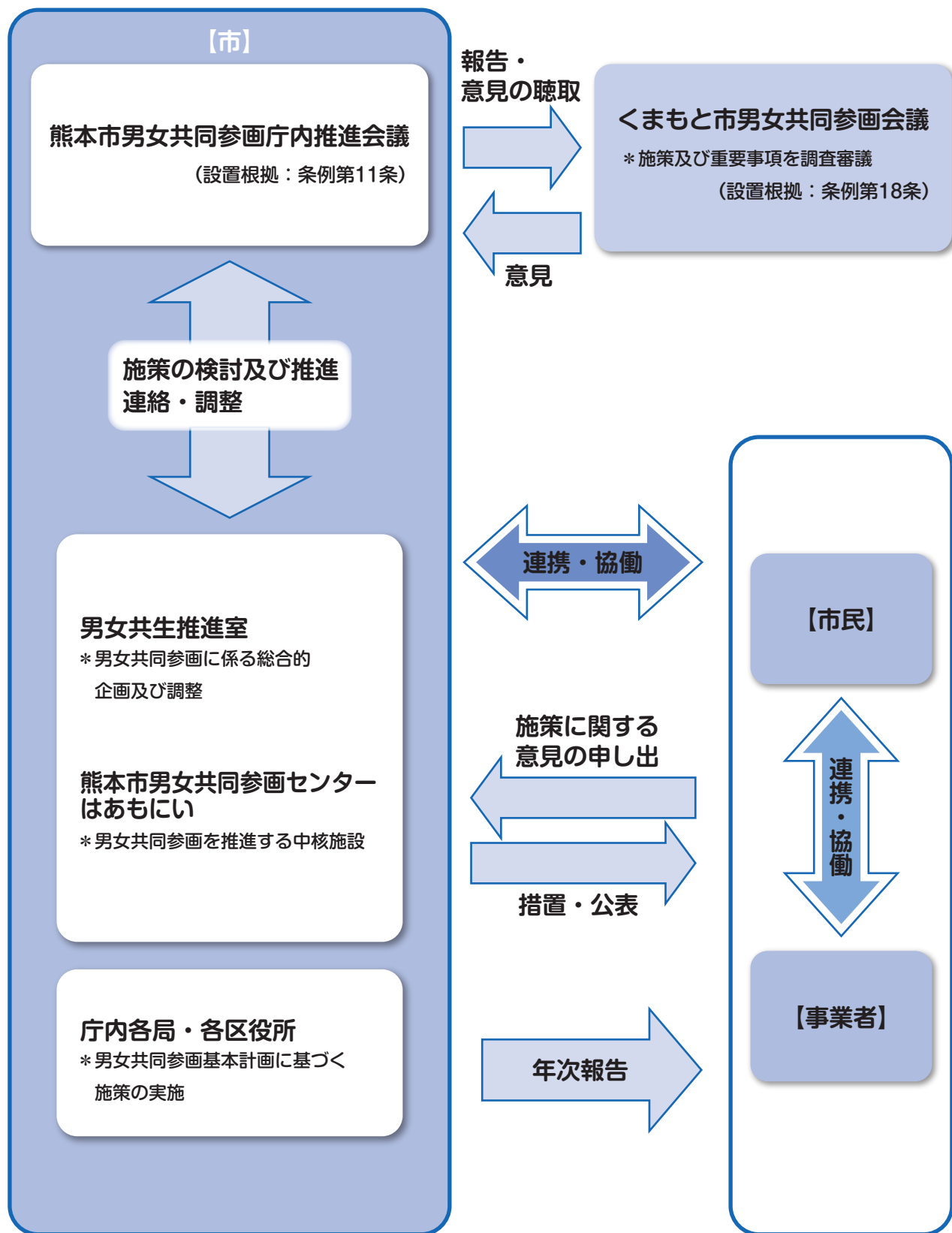
関係課長等で構成され、男女共同参画に関する施策の検討及び推進、連絡調整などを行います。

②くまもと市男女共同参画会議の開催

市長の附属機関として男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議します。また、市民及び事業者が、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見を申し出たとき又はその申し出により市が措置を講じたときは報告を受けます。

③施策の実施状況の報告・公表

市は、毎年男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表します。



参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 熊本市男女共同参画推進条例
- 3 熊本市男女共同参画センターはあもにいい条例
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 5 男女共同参画に関する国内外の動き
- 6 熊本市男女共同参画基本計画中間見直しの経過

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の

委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

目 次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第17条）

第3章 くまもと市男女共同参画会議（第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

我が国では、公共の福祉と調和した基本的人権の尊重をうたう日本国憲法の下、日本独自の伝統と文化を尊びながら、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指した取組がなされてきた。

熊本市においても、男女共同参画の推進に関する各種事業の実施、さらにはスポーツを通しての男女共同参画社会の実現を目指す世界女性スポーツ会議のアジアで初めての開催など、積極的に取り組んできた。

しかしながら、ドメスティック・バイオレンス等の様々な形態の暴力による人権侵害など、いまだ多くの課題が残されており、一方では、少子高齢社会の到来、経済構造の変革など急速に変化する社会への対応が求められている。

そのような中、私たちは、男女共同参画社会を実現するために、さらなる努力が必要であり、その実現した姿を、次世代を担う子どもたちに、引き継いでいかなければならない。

ここに私たちは、男女共同参画を総合的かつ計画的に、より一層推進することにより、男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある熊本市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野（以下「社会の各分野」という。）における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力が発揮され、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の平等を担保し、及び格差を改善するため必要な法的範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、その人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、共に対等な構成員として、社会の各分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活における活動と職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会の各分野において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者が職場における活動と子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう、就業環境の整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会の各分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 市は、公衆に表示する情報において、前条に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第9条 社会の各分野の教育に携わる者は、その教育の場において、基本理念にのっとり男女共

同参画の推進に努めるとともに、児童、生徒等の発達段階に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画案の作成に当たっては、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、体制の整備を図るよう努めなければならない。

(広報啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策に関する意見の申出)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、くまもと市男女共同参

画会議の意見を聴くことができる。

- 4 市長は、第1項の規定により意見の申出があったとき又はその申出により措置を講じたときは、くまもと市男女共同参画会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談への対応)

第17条 市長は、第7条に掲げる行為について市民から相談があったときは、必要に応じ関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めなければならない。

第3章 くまもと市男女共同参画会議

第18条 男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、くまもと市男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

- 2 参画会議の委員は、10人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女が同数となるよう努めるものとする。
- 3 参画会議の委員の委嘱に当たっては、その一部について公募を行うものとする。
- 4 参画会議の委員の任期は、2年とする。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、参画会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(熊本市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(設置)

第1条 男女共同参画の推進と市民文化の振興を図り、もって男女相互の自立と調和ある市民社会の実現に寄与するため、熊本市男女共同参画センターはあもにい（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、熊本市中央区黒髪3丁目3番10号とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 市民文化の振興及び交流に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(使用許可)

第4条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) センターの管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等によりセンターの施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 センターの施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。
- (3) 市長が管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。
- (4) 第21条の規定に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき。

(入館の禁止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者
- (2) センターの秩序を乱すと認められる者

(施設等の変更の禁止)

第10条 使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用してはならない。

2 使用者は、センターの施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(保安の責任)

第12条 使用者は、使用期間中入場者の整理及び警備並びにセンターの設備の操作及び保全その他センター使用に伴う責任を負うものとする。

(センター職員の指示等)

第13条 使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、センター職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設にセンターの職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、センターの使用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第16条 削除

(指定管理者による管理)

第17条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、センターの事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設等の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(利用料金)

第21条 第18条第2項の規定により指定された指定管理者は、センターの施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第7条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設等の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。

6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(協定の締結)

第22条 指定管理者は、指定を受けるときは、市とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第23条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第24条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、センターの管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成2年2月1日規則第3号で平成2年4月7日から施行。ただし、条例第16条は、平成2年2月1日から施行)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成5年3月31日条例第21号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本市総合女性センター条例の規定は、平成9年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(ピアノの設置及び管理に関する条例の廃止)

21 ピアノの設置及び管理に関する条例（昭和30年条例第41号）は、廃止する。

附 則 (平成11年3月31日条例第21号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に自動車を第2駐車場に入庫し同日以後に出庫した場合における同日の午前0時から駐車場の開始時刻までに係る使用料は、徴収しない。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本市市民会館条例別表第1の改正規定、第2条中熊本市総合女性センター条例別表第1及び別表第2の改正規定、第3条中熊本市国際交流会館条例別表第1の改正規定並びに第4条中熊本市健軍文化ホール条例別表第1及び別表第2の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市市民会館条例別表第1、第2条の規定による改正後の熊本市総合女性センター条例別表第1、第3条の規定による改正後の熊本市国際交流会館条例別表第1及び第4条の規定による改正後の熊本市健軍文化ホール条例別表第1の規定は、平成20年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月19日条例第76号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第48号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び別表第1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成23年11月298日規則第82号で別表第1の改正規定は、平成23年12月1日から施行）

（平成24年3月16日規則第40号で第16条の改正規定は、平成24年4月1日から施行）

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

（1）施設（食のアトリエ及び食品加工室を除く。）使用料

施設名及び使用日		使用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
メインホール	平日		7,500円	11,300円	15,000円
	土曜日、 日曜日及び休日		9,000円	13,500円	18,000円
多目的ホール	平日		4,000円	6,000円	8,000円
	土曜日、 日曜日及び休日		4,800円	7,200円	9,600円
研修室	A 室		2,000円	2,700円	3,200円
	B 室		2,000円	2,700円	3,200円
	C 室		2,000円	2,700円	3,200円
和室			2,000円	2,700円	3,200円
会議室			3,700円	4,900円	5,800円
創作アトリエ			1,700円	2,300円	2,700円
スタジオ			1,000円	1,300円	1,600円
編集ルーム			500円	700円	800円
リハーサル室	A 室		950円	1,300円	1,500円
	B 室		2,000円	2,700円	3,200円
	C 室		2,200円	2,900円	3,500円
ギャラリー（全日）			1,500円		
駐車場（はあもにい駐車場に限る。）			1台1回につき200円		

（2）食のアトリエ及び食品加工室使用料

使用時間 区分	施設名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後2時30分まで	午後3時30分から 午後9時30分まで
	食のアトリエ	2,300円	3,100円	3,700円	3,800円	5,300円
	食品加工室	1,300円	1,700円	2,100円	2,100円	3,000円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合において規則で定める場合に該当するとき、又は商業活動その他これに類する目的で使用する場合において規則で定める場合に該

当するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。

- 3 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合で、午後9時30分から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき使用する時間の属する日の午後6時から午後9時30分までの使用時間区分に係る使用料の3割とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 駐車場の1回の使用は、入庫した日の供用時間内とし、駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに200円を別に徴収する。

別表第2（第7条関係）

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

種目	1回の使用料
大道具類	4,000円
幕類	1,000円
照明器具類	2,000円
音響器具類	2,000円
映写器具類	4,000円
楽器類	8,000円
同時通訳装置	10,000円
その他の器具類	2,000円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるといふと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同

項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その

性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

る。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき

事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限り。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	国連婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 （西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	企画広報部内に「婦人生活課」設置 市民意識調査実施（第1回）
1990年 (平成2年)			「総合婦人会館・カルチャーセンター」開館 総合相談室「かがやき」開設 「第1回女性問題全国都市会議」を同館で開催
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行	「総合婦人会館・カルチャーセンター」内に「女性のための総合相談室」開設、夜間相談業務開始 「くまもと市女性プラン」策定 市民意識調査実施（第2回）
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議開催（ウィーン）	「パートタイム労働法」施行	課名変更 「婦人生活課」→「女性政策課」 「総合婦人会館・カルチャーセンター」→「総合女性センター」
1994年 (平成6年)		総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正	市民意識調査実施（第3回） 「ファミリーサポートセンター熊本」開設

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
1998年 (平成10年)		「男女雇用機会均等法」改正一部施行（母性健康管理関係）	課名変更 「女性政策課」→「男女共生推進課」
1999年 (平成11年)		「男女雇用機会均等法」改正全面施行 「労働基準法」改正施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」策定	「男女共生推進課」「総合女性センター」を「市民生活局社会生活部」へ移管、「勤労婦人センター」を「経済振興局商工振興部雇用福祉課」から「男女共生推進課」へ所属替え
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001年 (平成13年)		省庁再編 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という）施行	「くまもと市男女共同参画プラン」策定 「DV防止連絡会議」「庁内DV防止ネットワーク会議」設置
2002年 (平成14年)			「勤労婦人センター」でDV専門相談開始 「くまもと市男女共同参画会議」設置 企業調査を開始
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」公布、施行	市民意識調査実施（第4回）
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	勤労婦人センターの廃止に伴い、就労支援やDVなどの事業を「総合女性センター」に移管 「くまもと市男女共同参画プラン」実施計画書（後期）作成 機構改革、担当部署を「市民生活局文化生活部」へ移管
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14） 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」設置
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	「熊本市男女共同参画推進条例」制定（12/24） 市民意識調査実施（第5回）

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	名称変更 「総合女性センター」→「男女共同参画センターはあもにい」 「第20回男女共同参画全国都市会議 in くまもと」開催（11／18～11／19）
2011年 (平成23年)	UN Women 正式発足		
2012年 (平成24年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	政令市となる 機構改革、担当部署を「企画振興局」へ移管。課名を「男女共生推進課」から「市民協働課男女共生推進室」へ変更 「男女共同参画センターはあもにい」に指定管理者制度を導入
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正	「熊本市男女共同参画基本計画」中間見直し実施 市民意識調査実施（第6回）

1 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

- (1) 調査期間 2013年（平成25年）8月29日～9月13日
- (2) 調査対象 熊本市内在住20歳～69歳までの男女 3,200人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵便による調査
- (5) 有効回収率 29.4%

2 熊本市男女共同参画基本計画中間見直し（素案）に関するパブリック・コメント（意見公募）の実施

- (1) 実施期間 2013年（平成25年）12月25日～2014年（平成26年）1月24日
- (2) 提出状況 0人、0件

3 くまもと市男女共同参画会議の開催

年 月 日	項 目	審議内容
2013年（平成25年） 2月12日	平成24年度第3回参画会議	基本計画「具体的施策」 の見直し検討
2013年（平成25年） 6月25日	平成25年度第1回参画会議	基本計画「具体的施策」 の見直し検討
2013年（平成25年） 10月18日	平成25年度第2回参画会議	基本計画「具体的施策」 の見直し検討
2013年（平成25年） 12月24日	平成25年度第3回参画会議	くまもと市男女共同参画基本計画 中間見直し（素案）について
2014年（平成26年） 2月17日	平成25年度第4回参画会議	くまもと市男女共同参画基本計画 中間見直し（案）について

くまもと市男女共同参画会議委員名簿

平成25年度

かわうち えり 川内 恵里	特定社会保険労務士
こえじ しんいちろう 越地 真一郎	熊本日日新聞社 N I E 専門委員
すずき けいじゅ 鈴木 桂樹	熊本大学法学部教授
そのだ けいこ 園田 敬子	NPO 法人環境ネットワークくまもと理事
たさき としあき 田崎 年晃	済生会熊本病院企画広報室長兼人事室長兼保育室長 （平成24年度よかパパ宣言企業）
なかがわ ゆきお 中川 幸生	熊本県経営者協会 専務理事
にしはら すずよ 西原 鈴代	公募委員（こころのサポートセンターウィズ理事長）
はちや ゆか 八谷 由香	公募委員
ふじもと のりこ 藤本 典子	熊本市小学校長会副会長（熊本市立黒髪小学校長）
やはた あやこ 八幡 彩子	熊本大学教育学部准教授（熊本大学男女共同参画コーディネーター）

熊本市男女共同参画基本計画

発行日／平成26年3月

発行／熊本市企画振興局 市民協働課 男女共生推進室

〒 860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2262 F A X 096-324-5969

Email danjokyousei@city.kumamoto.lg.jp